

6 川 監 公 第 1 2 号

令和6年10月25日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和6年8月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行

(別紙)

6 川 監 第 6 1 7 号
令和6年10月25日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一 様
同 渡辺 登代美 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和6年8月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第１ 監査委員の除斥

本件措置請求において、石田康博監査委員及びかわの忠正監査委員については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条の２の規定により除斥とした。

第２ 請求の受付

１ 請求の内容

本件措置請求は、別紙１（事実証明書は添付省略）のとおり、市が原典之議員（以下「原議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

２ 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和６年８月２９日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第３ 監査の実施

１ 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和６年９月２６日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第８項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙２のとおりである。

２ 関係職員の陳述

法第２４２条第８項の規定に基づき、令和６年９月２６日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙３のとおりである。

３ 関係人調査

法第１９９条第８項の規定に基づく関係人調査等は、原議員から令和６年９月３０日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(イ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

	民相談を行うのに要する経費	
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第 5 条第 1 項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第 5 条第 2 項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第 3 条、第 8 条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月 10 日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第 9 条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者 1 人を置かなければならない。また、

交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第 11 条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の 4 月 30 日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第 12 条、規則第 11 条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者及び交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報へのマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第 15 条、規則第 14 条）

議長は、交付翌年度の 6 月 30 日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第 9 条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管する。

(2) 原議員による支出について

請求人が対象としている令和 5 年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「A 社」という。）に対し、令和 5 年 5 月 31 日付け、同年 7 月 12 日付け、同年 9 月 14 日付け、同年 11 月 1 日付け、同月 29 日付け、同年 12 月 26 日付け、令和 6 年 1 月 29 日付け、同年 2 月 28 日付けで合計 1,990,780 円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。）。)

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第 100 条第 14 項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、

その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件支出の違法性について

請求人は、A社の地域情報誌の下記各号に掲載された原議員の市政レポート（以下「市政レポート各号」という。）において、原議員の写真、プロフィール、ブログの二次元コード及びURL、事務所連絡先の電話番号等（以下「本件写真等」という。）がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に直接関係せず、議員自身を宣伝するものであって、政務活動費の趣旨に適合しないものであるから、本件支出は違法である旨主張している。

以下、本件支出が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

支出伝票によると、本件支出については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

本件支出の対象となる市政レポート各号は、A社の地域情報誌の令和5年5月5日号、同年6月30日号、同年8月4日号、同年10月6日号、同年11月3日号、同年12月1日号、令和6年元旦号、同年2月2日号に掲載されている。

市政レポート各号では、原議員の川崎市議会における質問、小児医療費助成拡充、川崎市役所新本庁舎に移転した議場や能登半島地震の救援状況などに係る内容と表題、そして本件写真等がそれぞれ掲載されている。

原議員のブログでは、原議員の川崎市議会における質問、川崎市議会の開催状

況、地域のイベント等に係る内容が掲載されている。

イ 判断

請求人は、市政レポート各号における本件写真等について、いずれも市政に直接関係しない内容であって、議員自身を宣伝するものである旨主張する。

ところで、議会においては、市民の意思を適正に反映することが必要不可欠であり、そのためには市民の意思を収集、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有することから、政務活動費の使途基準として広報・広聴費が認められている。

このような広報・広聴費の趣旨を踏まえると、当該文書の内容が専ら議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるとの内容であると認められる場合、議員の写真、プロフィール、事務所の連絡先等が掲げられていたとしても、それは、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえるから、当該文書の内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえないと解すべきである。

そこで検討するに、市政レポート各号では、原議員の川崎市議会における質問、小児医療費助成拡充、川崎市役所新本庁舎に移転した議場や能登半島地震の救援状況などに係る内容がそれぞれ記載され、専ら原議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる内容となっているところ、A社の地域情報誌各号の紙面では、市政レポートだけではなく他の地域情報に係る複数の記事が掲載されていることも踏まえれば、市政レポート各号が原議員の文責によるものであることを明らかにする必要があるといえる。

市政レポート各号における原議員の写真及びプロフィールの掲載は、広報活動を市民の目に届かせるという効果をあげるための工夫として評価できるものであり、市政レポート各号の紙面の多くを占める原議員の議会活動及び市政に関する政策等の情報の内容を変質させるものではなく、これらの情報の発信者を特定・紹介するものとして、社会通念に照らし相当の範囲であると認められ、広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえない。

原議員のブログの二次元コードについても、同ブログには原議員の川崎市議会における質問、川崎市議会の開催状況等に係る内容が掲載されていること等を踏まえれば、原議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる機会を提供するものといえる。

また、原議員の事務所の連絡先の電話番号の表示等についても、原議員の市政レポート各号の内容について意見等がある者に対し、その連絡先を示すものといえる。

会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とするのが、指針の考え方であることからすると、写真、プロフィール等も含めて政務活動費として支出を認めることには合理的な根拠がある。

以上からすると、市政レポート各号に掲げられた本件写真等が市政に直接関係せず、原議員自身を宣伝するものであるとまでは認められない。

なお、請求人は、他都市の政務活動費に関する裁判例を示して、市政レポート各号における本件写真等の掲載は政務活動費の趣旨に適合しない旨を主張する。しかし、請求人が引用する仙台高裁令和4年12月21日判決の判決文の中でも、他の自治体の事情が同一とはいいい難いと指摘されているように、他都市の政務活動費に関する裁判における判断は、必ずしも本市の政務活動費において妥当するものではない。例えば、仙台市の政務活動費取扱い手引書によると、広報紙やホームページに係る経費は、その内容に政務活動以外の活動等に関する記述等がある場合は経費を按分することを基本にしており、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とする指針に基づいた本件支出とは前提を異にするものである。

その他、原議員の政務活動に係る広報・広聴費の支出について、違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件支出について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

2024年8月29日

川崎市監査委員 殿

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電話044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 渡辺 登代美

第1 請求の趣旨

原典之に対し、政務活動費1,990,780円のうち、按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

原典之は、令和5年度、広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「タウンニュース社」という。）に対し、2023（令和5）年5月31日、同年7月12日、同年9月14日、同年11月1日、同月29日、同年12月26日、2024（令和6）年1月29日、同年2月28日に合計1,990,780円を政務活動費から支出した（以下「本件支出」という。資料1の1ないし資料1の16）。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第147回通常国会での衆議院地方行政委員長提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

(2) 原典之に対するもの

原典之は、令和5年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2023（令和5）年5月31日、同年7月12日、同年9月14日、同年11月1日、同月29日、同年12月26日、2024（令和6）年1月29日、同年2月28日に合計1,990,780円の政務活動費を支出している。

上記のとおり、地方自治法100条14項ないし16項の規定による政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものと解される。

これを受けて制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」及び政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）のうち、指針においては広報紙に関して、「政務活動と無関係な内容等が含まれている場合」、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」と定めている。

そして、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を示した写真等（これらは、議員自身を宣伝するものであり、自己の選挙活動の一環とみるべきである。）については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということはできない（奈良地方裁判所平成28年12月27日判決、資料2）。

そして、神戸地方裁判所令和4年9月27日判決は、議員の写真やプロフィールを「議員個人情報等」とした上で、議員の氏名、役職、経歴等の情報や写真といった議員個人情報等が、議員を周知・宣伝するものであるかを判断するにあたって、議会や議会における委員会活動の報告、議会活動の基礎となる調査などの実施状況やその結果、会派や議員の政策と実績の報告、市政に関する報告、市民から意見を募るための記事等の「市政報告等事項」との関連性が示されているかという点、議員氏名の文字の大きさと最も小さな文字の大きさとの比較等を検討している（資料3）。

本件では、原典之の市政レポート（資料4の1ないし資料4の8）においては、原典之の拡大写真、「川崎市議会議員 原典之 プロフィール」とあるとおり原典之自身のプロフィール、原典之の公式ブログのQRコード及びURL並びに原典之の事務所連絡先の電話番号等が記載されている。なお、原典之の公式ブログには、魚釣り大会への参加、プライベートな家族の法事の様子等、明らかに市政、政務活動と関連しないと考えられる記載がある（資料5、資料6）。

その上、原典之の拡大写真部分及び原典之自身のプロフィール部分と市政報告の内容との関連性は示されていない。

したがって、これらは、いずれも市政に直接関係せず、議員自身を宣伝するものであって、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合しない。

そして、原典之は、広報・広聴費としてのタウンニュース中原区版の掲載料を按分していないのであるから、原典之のタウンニュース社に対する支出は、いずれも違法であり、その支出は認められない。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処

分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以 上

添 付 資 料

別紙証拠説明書のとおり

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

請求人の陳述（要旨）

原典之議員の政務活動費に関する住民監査請求の意見陳述をする。

政務活動費の支出、使用には強い適正性と透明性が求められ、政務活動費の運用指針 18 ページによれば、広報費・広聴費について、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合、「紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能」と記載がされている。

また、措置請求書の資料 2 の奈良地方裁判所平成 28 年 12 月 27 日判決は、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等（これらは、議員自身を宣伝するものであり、自己の選挙活動の一環とみるべきである。）については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということとはできないという判示をしている。

また、措置請求書の資料 3 の神戸地方裁判所令和 4 年 9 月 27 日判決は、議員の写真やプロフィールを議員個人情報等と定義した上で、議員の氏名、役職、経歴等の情報や写真といった議員個人情報等が、議員を周知・宣伝するものであるかを判断するに当たって、議会や議会における委員会活動の報告、議会活動の基礎となる調査などの実施状況やその結果、会派や議員の政策と実績の報告、市政に関する報告、市民から意見を募るための記事等の市政報告等事項との関連性が示されているかという点、議員氏名の最も大きな文字の大きさと最も小さな文字の大きさとの比較等を検討している。

さらに、昨日提出した資料 7 の仙台高等裁判所令和 4 年 12 月 21 日判決は、その 20 ページから 24 ページにかけて、広報紙の発行に係る費用について、顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費—政務活動費から支出することを正当化するに足りるものではない。広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響すること、広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的效果にすぎないということとはできない。市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたも

のである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきであり、2分の1を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきであるなどと判示した。

ほかにも、仙台地方裁判所令和3年7月7日判決は、広報・広聴費について、議員個人の顔写真、プロフィール、経歴、議会での質問予定、市議会における質疑内容、イラスト、議員の行った一般質問及び活動報告等が掲載されているところ、これらは選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも直ちに否定することはできない。上記広報紙の発行、作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難であり、支出の2分の1を超える額が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められるなどと判示した。

さらに、仙台高等裁判所平成30年10月24日判決は、広報・広聴費について、議員の活動報告等が記載された広報紙を作成して市民に交付する活動は、市政に関する情報を市民に広報する側面を有するものの、一般的、外形的には、自らの議会活動、調査結果を市民に報告することによって支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動としての側面も有すると推認される。広報紙表面上部には顔写真付きで当該議員の目標が記載されており、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。当該議員の顔写真が掲載されていることも踏まえると、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。議員の挨拶文や顔写真、プロフィール、活動報告及び今後の取組等が記載されており、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ない。議員個人のホームページや事務所連絡先の記載があることからすれば、選挙活動の目的も併存するといわざるを得ない。所属議員全員の顔写真付き氏名、議員の似顔絵と氏名が掲載されていることからすると、選挙活動等の目的も併存するといわざるを得ないなどという判示をしている。

措置請求書の資料4の1ないし資料4の8の原典之議員の市政レポートにおいては、原典之議員の拡大写真、川崎市議会議員原典之プロフィールとあるとおり、原典之議員自身のプロフィール、原典之議員の公式ブログのQRコード、原典之議員の事務所連絡先の電話番号等が記載されている。

なお、措置請求書の資料5・6のとおり、原典之議員の公式ブログには、魚釣り大会

への参加、プライベートな家族の法事の様子等、明らかに市政、政務活動と関連しないのではないかと考えられる記載もある。

このような原典之議員の市政レポートにつき、その議員の個人の顔写真やプロフィール、経歴等は、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。また、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有しており、政務活動と選挙活動、後援会活動としての側面の割合を算定することも困難である。

したがって、原典之議員の広報・広聴費としてのタウンニュース中原区版の掲載料は按分により支出することが相当というべきであって、支出の2分の1を超える額は違法な支出というべきである。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

関係職員の陳述（要旨）

資料に沿って、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明する。

「1 政務活動費の概要」政務調査費は、平成12年5月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成13年4月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費に変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和2年6月30日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

「2 政務活動費の性格」法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制

限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成２２年３月２３日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが、法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第１００条第１６項で、議長が使途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成２６年１０月２９日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、使途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の使途について、市民への説明責任を適切に果たし、使途の透明性を確保する必要があるものと言える。

「３ 本市の条例、規則の内容」「(1)交付対象及び交付額」条例第３条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員１人当たり４５万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員１人当たり５万円、議員分が４０万円としている。

「(2)会派及び議員の責務」条例第２条では、「所属議員が１人である場合も含む会派及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

「(3)支出の基準」政務活動費の使途については、条例第１０条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて揭示し、調査研究費から事務所費までの９項目を定めている。

「(4)収支報告書等の提出と閲覧」条例第１１条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年４月３０日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第１５条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第１４条

では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする」としている。

「(5) 交付の決定の取消しと返還命令」交付の決定の取消しについては、条例第13条で、市長は、「政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

「4 本市の運用指針の内容」本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成19年度の「5万円以上の領収書の添付」を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員からなる政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

「(1) 指針の特徴」指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

「(2) 政務活動費の運用の基本的指針」「ア 政務活動について」普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等、広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

「イ 実費弁償の原則」政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

「ウ 按分による支出」会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

「エ 執行に当たっての原則」政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

「５ 政務活動費の支出範囲と支出できない経費」指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

「(1) 調査研究費」会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

「(2) 研修費」会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

「(3) 広報・広聴費」会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費である。

「(4) 要請・陳情活動費」会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

「(5) 会議費」会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

「(6) 資料費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

「(7) 人件費」会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

「(8) 事務費」会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

「(9) 事務所費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

「(10) 支出不可としている経費」は、「ア せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費」、「イ 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費」、「ウ 会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費」、「エ 選挙活動に係る経費」、

「オ 後援会活動に係る経費」、「カ 私人としての活動に係る経費」である。

「6 政務活動費の事務の流れ」「(1)交付申請」条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

「(2)交付決定」条例第5条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

「(3)支出請求」規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

「(4)政務活動費の活用、整理・調製」条例第9条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うこととされている。

「(5)収支報告書等の提出」条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

「(6)剰余金の返還」条例第12条及び規則第11条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

「(7)議会局による点検・確認作業、閲覧準備」「7 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」で説明する。

「(8)収支報告書等の閲覧」、条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

「7 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するにあたり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うように促すと

ともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていきけるようにサポートを行っている。

「(1) 四半期ごとの整理」会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類の揃え方や記載方法等の問合せも多くある。

「(2) 収支報告書等の提出」会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長あてに提出する。

「(3) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備（5月から6月）」、アとして、収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合には、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和5年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,000件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐため複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

次のイについて、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、6,000件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

「(4) 収支報告書等の閲覧」6月30日から一般の閲覧に供している。

「8 職員措置請求書の内容について」(1)ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確認している。

イ、当該議員の広報紙に議員の顔写真、プロフィール、ブログのQRコード、事務所連

絡先の電話番号が掲載されていることに関して、川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所平成24年1月18日判決では、「もっとも、これらの広報紙には、文責主体に当たる自民党市議団の会派名のほか、会派を構成する構成員の写真、川崎市の広報などを転載して改めて情報を提供するものなども含まれているが、このような事項も、特定の会派に所属する者らとして、専ら議会活動及び市政に関する政策等を住民に知らせるとの内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報の目的を逸脱するものとはいえない。」「それぞれ文書を発行した議員の事務所の連絡先や議員のプロフィールを掲載している部分については、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえ、この部分を殊更取り上げて、政務調査と関わりがないものということとはできない。」と判示されている。また、同じく川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和5年7月5日判決においても、プロフィールに関して「議員のプロフィール情報は、当該議員の活動歴や関心事項等を端的に示すものであり、議員の活動がこれらを基盤として行われることも少なくないと考えられるから、議員の活動に対する市民の理解を深めることに資する情報ということができ、広報・広聴活動にとって必要な情報であるといえ、かつ、情報の発信者を特定・紹介する意味でも必要性のあるものといえる。」と判示されている。

ウ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があつた会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

- (1) 議員の任期満了
- (2) 議会の解散
- (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
- (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
- (5) 会派の解散
- (6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があつた場合で、当該申請のあつた日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項

の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者（所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第 12 条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

(政務活動費減額等決定通知書)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の方法及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略